

令和5年6月中土佐町議会定例会（通常会議）会議録（第1号）

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| 招集年月日                          | 令和5年6月7日   |
| 招集の場所                          | 中土佐町議会議場   |
| 開 会                            | 令和5年6月7日 午前10時00分宣告  |
| 開 議                            | 令和5年6月7日 午前10時00分  |
| 出席議員                           | 1番 窪田 和教                      2番 岡 伊三男                      3番 下元 良之<br>4番 高橋 雄造                      5番 金子 裕之                      6番 濱田 和昭<br>7番 下元 道夫                      8番 山本 建生                      9番 中野 大地<br>10番 佐竹 敏彦                      11番 福永 守恭                      12番 中城 重則  |
| 欠席議員                           | なし   |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町 長 池田 洋光                      副 町 長 三本 重幸<br>教 育 長 岡村 光幸                      教 育 次 長 多田 昭介<br>総 務 課 長 平田 政人                      地 域 振 興 課 長 下元 満<br>まちづくり課長 今橋 順子                      建 設 課 長 鍋嶋 市郎<br>農 林 水 産 課 長 山崎 正明                      健 康 福 祉 課 長 辻本加生里<br>町 民 環 境 課 長 黒岩 陽介                      会 計 管 理 者 岡村 香奈<br>税 務 課 長 小松 賢介 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名             | 議 会 事 務 局 長 下元 史温<br>書 記 小松 舞  |
| 町長提出議案の題目                      | 別紙のとおり   |
| 議員提出議案の題目                      | なし   |
| 委員会提出議案の題目                     | なし   |
| 議 事 日 程                        | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。   |
| 会 議 録 署 名<br>議 員 の 指 名         | 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。<br>7番 下元 道夫 議員                      8番 山本 建生 議員   |

令和5年6月中土佐町議会定例会（通常会議）議事日程（第1号）

令和 5年 6月 7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第 3号 株式会社中土佐町地域振興公社の経営状況の報告について
- 日程第6 報告第 4号 株式会社SEAプロジェクトの経営状況の報告について
- 日程第7 報告第 5号 専決処分の報告について（中土佐町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第8 報告第 6号 専決処分の報告について（中土佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 報告第 7号 専決処分の報告について（令和4年度中土佐町一般会計補正予算（第12号））
- 日程第10 報告第 8号 専決処分の報告について（令和4年度中土佐町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第11 報告第 9号 専決処分の報告について（令和4年度中土佐町介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第12 報告第10号 令和4年度中土佐町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 議案第28号 指定管理者の指定について（障害者社会参加促進施設「鯉乃國の萬屋」）
- 日程第14 議案第29号 中土佐町非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第30号 中土佐町個人番号カード利用条例について
- 日程第16 議案第31号 中土佐町集会施設省エネ改修事業分担金徴収条例について
- 日程第17 議案第32号 中土佐町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第33号 令和5年度中土佐町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（吉岡浩一氏）
- 日程第20 委員会の活動報告

## 令和5年6月中土佐町議会定例会（通常会議）の経過（第1日目）

令和5年6月7日（午前10時開会）

議長（中城重則議長）

ただいまから、令和5年6月中土佐町議会定例会を開会します。 （午前10時00分）

議長（中城重則議長）

これから、本日の会議を開きます。

議長（中城重則議長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長（中城重則議長）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会通常会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番、下元道夫議員、8番、山本建生議員を指名いたします。

議長（中城重則議長）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

高橋雄造議会運営委員長。

議会運営委員長（高橋雄造委員長）

委員会報告を行います。

6月5日に開催をいたしました議会運営委員会において、今期定例会の会期日程につきまして審議しました結果、令和5年6月中土佐町議会定例会の会期日程は、本日7日開会、本会議延会后、第1委員会室におきまして全員協議会を行います。

8日から11日は休会といたします。付議事件・熟読精査といたします。

12日、13日は本会議、午前10時より一般質問を行います。

14日、15日は休会としまして、付議事件・熟読精査といたします。

16日は本会議、午前10時より町長提出の付議事件の審議等を行い、散会とし、17日から8月31日までは休会としますが、必要に応じ本会議を開きます。

また、会期中、適宜、各委員会を行います。

以上、本日6月7日から8月31日までの86日間と決定いたしましたので、ご報告いたします。

議長（中城重則議長）

6月定例会の会期は、ただいまの委員長の報告のとおり、本日7日から8月31日までの86日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中城重則議長)

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日7日から8月31日までの86日間と決定しました。

議長(中城重則議長)

日程第3、諸般の報告を行います。

議長からの3月定例会通常会議以降の諸般の報告につきましては、お手元に配付をしました議会活動のとおりであります。

この中で、5月17日に佐川町で開催された高幡町村議会議長会定期総会で、会長に日高村議会の尾崎正廣議長が選任されましたのでご報告します。

次に、2月28日以降に提出された陳情につきましては、お手元に配付のとおりですので、議員個々での対応をお願いします。

次に、教育長から、令和4年度中土佐町教育委員会の事務の自己点検、評価報告書の提出がありました。報告書の写しを配付しております。

次に、監査委員から、令和5年2月分、3月分、4月分に関する例月出納検査報告書の提出がありました。報告書の写しを配付しております。

なお、添付資料につきましては、監査委員事務局に保管をしておりますので適宜閲覧をお願いします。

これで、諸般の報告を終わります。

議長(中城重則議長)

日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(中城重則議長)

町長。

町長(池田洋光町長)

それでは、ただいまより行政報告を行わせていただきます。

報告案件は6点でございます。

まず、令和4年度一般会計の決算見込みでご報告を申し上げます。

令和4年度におきましては、南海トラフ地震対策をはじめとした町民の皆様の安心で安全な生活の確保を推進するための事業や、黒潮本陣大規模改修事業、子育て支援、高齢者支援事業、移住定住対策事業など、町勢浮揚につながる各事業を実施しつつ、新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金を活用した感染拡大防止対策や、地域経済・住民生活の支援策にも積極的に取り組んでまいりました。

これらの事業推進に当たりまして、ご理解ご協力を賜りました関係各位に対しまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

それでは各会計の決算状況についてご報告申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

歳入合計74億8,771万9,660円に対しまして、歳出合計が70億4,322万4,861円となっております。形式収支につきましては、4億4,449万4,799円の黒字となっております。これから繰越明許費に係る繰越金2億9,255万7,000円を差し引きました実質収支につきましては、1億5,193万7,799円となる見込みでございます。

このうち、8,000万円を財政調整基金に剰余金積立いたしました。残る7,193万7,799円を令和5年度に繰越金として繰越したいと考えております。この決算によりまして、一般会計の基金残高につきましては、財政調整基金20億1,382万9,847円、減債基金9億3,586万3,248円を含め、総額54億2,773万2,941円となる見込みであります。

次に、特別会計についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計におきましては、30万4,464円、後期高齢者医療特別会計では428万3,549円の黒字決算となる見込みでございます。

農業集落排水事業特別会計につきましては、13万3,214円の黒字となる見込みであるものの、農業集落排水事業基金を取り崩しましての決算でございまして、基金残高は133万6,518円まで減少する見込みとなっております。

国民健康保険特別会計につきましては、一般会計から4,235万7,994円を繰り入れることによりまして、実質収支はゼロ円となっております。

簡易水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出が1,197万4,874円の黒字、資本的収入及び支出が4,862万3,470円の赤字となる見込みでございます。

なお、住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、令和4年度をもって会計を廃止するため、剰余金相当額を一般会計に繰り出すことによって実質収支をゼロ円に調整をしております。

以上が、各会計における決算状況でございます。

さて、日本経済はウィズコロナの下、緩やかな回復基調にあるものの、世界的な金融引締め等の影響によりまして世界経済の下振れリスクが懸念されております。また、世界的な物価高騰と円安の影響によりまして、日本国内の物価・エネルギー価格の高騰が続くなど、引き続き、楽観視できない状況となっております。

本町におきましては、引き続き、国・県の動向を注視しながら、補助金や基金等の財源を有効的に活用いたしまして、住民の皆様にも真に必要な支援策を積極的に実施しつつ、中期的な視点に立ちまして、効率的・計画的な財政運営に努めてまいりますので、議会におかれましても一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、地震防災対策における医療救護所開設訓練及び津波避難タワーの公共建築賞受賞についてご報告を申し上げます。

我が国の地震津波対策、防災対策の転機となりました東日本大震災からはや12年が経過いたしましたけれども、本町でもこの間、命の安全を最優先に町内各地における津波避難路の整備や建物の耐震及び倒壊建築物の除却、避難所では資機材の配置と要配慮者対策等を講じてきたところでございます。

また、地震津波避難訓練におきましては、自主防をはじめ、関係団体に協力をいただきながら、町内一斉訓練をはじめ、医療救護所開設訓練、情報伝達訓練、福祉避難所開設訓練等を実施いたしまして、有事に備えた訓練を積み重ねてきました。

直近数年につきましては、ご案内のとおり新型コロナウイルス感染拡大防止のために、大規模な集団訓練こそ実施できておりませんでした。担当課においては、机上で行います医療救護所開設、通称G I Tと呼ぶ訓練でありますとか、それでありますとか、災害時に県下全域の病院情報を共有する広域災害救急医療情報システム操作訓練、通称E M I Sの訓練を定期的に続けておりまして、今年からは、それら訓練とともにコロナ禍以前のような、現場での実技訓練を再開していきたいと考えております。

折しも、先月は全国的に強い地震の発生が相次ぎまして、震度3以上の地震が40回以上、震度5弱以上の地震は6回を記録をしているところであります。有事の備えは平時からと申しますとおり、常に有事の備えを怠ることなく、我々職員も日々訓練に励んでまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に報告であります。このたび、第1号津波避難タワーが第18回公共建築賞において、優秀賞を受賞することとなりまして、今日1日に高松市で行われました表彰式に参加してまいりました。

この公共建築賞で対象となる建築物につきましては、国の機関・地方公共団体等が施工した建物及びその他公共性の高い建物でありまして、竣工後3年以上を経過したものとなっております。

評価項目につきましては、1. 建築として企画・設計・施工が優れていること、2. 地域社会への貢献が著しく文化性が高いこと、3. 施設管理や保全が良好に行われていること、この3つの観点から評価いたしまして、これらが極めて優れた建築物の関係者に対し、各賞の表彰が行われることとなっております。

審査の結果、全国で33点が公共建築賞・優秀賞に決定いたしまして、四国では本町の第1号津波避難タワーを含めた3件の優秀賞、1件の地域特別賞を受賞したところであります。今般の受賞に際しましては、第1号避難タワーに対する地域社会への貢献性や日々の施設管理・保全が高く評価されたことは、誠に名誉なことをごさいます。これからも町が誇るランドマークとして町民の命を守り、日常生活の中に溶け込んでいく存在であってほしいと願っております。

続きまして、上ノ加江川の河川整備に関する現在の動向について、ご報告を申し上げます。

令和3年の台風14号災害、そして令和4年の台風4号災害と、2年連続で上ノ加江地区へ甚大な浸水被害をもたらしました県管理河川であります上ノ加江川の整備に関する地元説明会が、去る5月22日に上ノ加江農業構造改善センターにおきまして開催をされました。

当日は、約30名の地元の方々にご出席をいただきまして、高知県須崎土木事務所長をはじめとする県担当者からの説明があり、地元の皆様方との活発な意見交換がなされたところでございます。

県の方針といたしましては、令和3年の豪雨相当では、河川の越水による被害を出さず、令和4年の豪雨規模に対しましては、床上浸水被害を出さない河川整備を目的として、パラペットのかさ上げや河川法線の是正、河道の拡幅といった整備に加えまして、約2万㎡の調整池を新たに整備することとしております。計画延長につきましては、約1,300mでございまして、本年度より着手整備が整った区間から順次工事に取りかかる予定となっております。

町といたしましても、地元関係者の皆様や、須崎土木事務所と連携を図りながら、建設発生残土の有効利用や起業用地の早期取得に努めるとともに、説明会で地元の皆様からいただきました

意見を真摯に受け止めまして、地域の皆様の不安解消が図られますよう水害防止対策に積極的に取り組んでまいりますので、議会におかれましても、どうかご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症状況とワクチン接種についてご報告をいたします。

2020年以来、世界中を震撼・混迷させてまいりました新型コロナウイルスも毒性が低くなる変異に向かいましたこともありまして、世界的に外出など日常生活の制限がほぼ撤廃され、我が国でも先月の5月8日をもって感染症法上では季節性インフルエンザと同等の5類の分類となり、ようやく社会全体に明るい兆しが見え始めました。

一方で、現在も散発的に患者数は一定数報告されておりまして、特に高齢者や持病を持つ方にとりましては、今もなお脅威となっていることに変わりはありません。政府は引き続き、公費でのワクチン接種の実施を決定し、本町でも5月13日から町内の医療機関での接種が始まっているところでございます。

今年度は、接種時期を前期、後期の2期に分けまして、5月から8月末までを春開始接種、9月から来年2月末までを秋開始接種と区別いたしました。春開始接種につきましては、オミクロン株と従来株に対応した二価ワクチンを用いての接種でありまして、対象者は65歳以上の高齢者と基礎疾患のある若年層となっております。

そして、秋開始接種につきましては、春の接種を受けた方向けの年内2回目接種と、それ以外の若年層が対象でございまして、使用するワクチンにつきましては、現在のところ未定となっております。

中土佐町の現在の接種状況につきましては、12歳以上の初回接種終了者が94.4%、オミクロン株対応ワクチンの接種まで済ませている方につきましては、58.9%となっております。今回の春開始接種の申込者につきましては、現時点で1,500人余りとなっております。

日本では、世界的なコロナの沈静化やワクチンの副反応への抵抗等もございまして、以前に比べ接種希望者は激減をしております。特に若者の接種離れが言われておりますが、自身のみならず、家族や高齢者への感染や重症化を防ぐためには、ワクチン接種が有効な手段であることには変わりございません。

町といたしましては、引き続き、ワクチン接種はもちろん、これまで同様、感染予防対策の推進に取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続き、ご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、マイナンバーカードを活用した公共交通利用実証実験についてご報告を申し上げます。

本町では、平成22年から65歳以上の方を対象にいたしました高齢者外出支援・路線バス無料化事業、いわゆるバスパス事業を実施しております。この事業の目的につきましては、地域路線バスの利用料金を町が助成することによりまして、なくてはならない公共交通機関の利用促進を図るとともに、高齢者がバスを利用することで、心身ともに様々な刺激を受け、生きがいの創出と健康の維持につなげることにございます。

同事業は、これまでの14年間で多くの皆様にご利用いただき、ご好評もいただく一方で、バスを利用する際、利用者が無料乗車証を提示するとともに、無料乗車証利用報告書に乗降場所及び利用日を記入し、降車時に報告書を運賃箱に入れるという手間が発生いたします。このことにつきましては、利用者の主役である高齢者の皆さんにとりまして、大きな負担となっており、もっと簡易な方法でバスを利用できないかと、こういったお声をたくさんいただいてまいりました。

町といたしましては、こうしたご要望に対応するため、3年前から高知県で運用されておりますICカード「ですか」の導入を検討してまいりましたが、車両に搭載する機器類の導入や、運賃の決済方法など、問題が山積しておりました。

そのような折、昨年11月に高知県よりマイナンバーカードを活用したバスパス運用という公共交通利用実証実験事業のご提案をいただき、県とともに検討を重ねました結果、運用の見通しが立ちましたので、このたび、本町を実証実験事業のフィールドとして実施していく運びとなりました。

実証実験では、利用者が路線バス、コミュニティバスの乗降時に車内に設置してあります専用の読み取り機にマイナンバーカードをかざすことで、報告書が不要となり、報告書記入や提出の煩わしさが解消されるとともに、バス事業者におきましても、集計作業等が省力化されるものと期待されております。

また、昨年度特典の付与を契機にマイナンバーカードの取得が進みましたが、今般の事業を通じまして、マイナンバーカードを持つことの便利さを体験していただき、さらなる普及にもつなげてまいりたいと考えております。

事業の開始時期といたしましては、本年10月1日を予定しておりますが、利用者の皆さまには、マイナンバーカードにIDを付与する作業が発生してまいります。そこで、広報なかとさや回覧などにおきまして周知を図り、8月頃から順次、久礼・上ノ加江・大野見で受付作業を行ってまいりたいと考えております。

マイナンバーカードを活用した公共交通乗車システムが、今回の実証実験を通じて、新たな認証技術の導入など、より汎用性の高いものへと昇華することで、公共交通のさらなる利用促進につながりますよう取り組んでまいります。

最後に、第32回かつお祭についてご報告をいたします。

コロナ禍の影響で中止や縮小を余儀なくされておりました中土佐町の名物イベント、かつお祭でございますが、昨年は新たなかつお祭の方向性を模索するため、久礼漁協横の広場におきまして38組150名限定で場所も規模も以前とは全く違う、極鮮かつお祭を開催をしたところでございます。

新型コロナウイルス感染症は、今年に入り落ち着きを見せ始め、2月に開催されましたかつお祭実行委員会では、5月8日からは感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の第5類とされることも踏まえまして、今回はおよそ3倍の400人に規模を拡大することを決定し、先月5月21日の日曜日に第32回かつお祭を実施したところでございます。

昨年に引き続き、事前予約制ということで、参加者を電話及びインターネットで受付をしたところ、4月11日の開始から僅か2日後に定員に達しまして、改めてかつお祭の人気の高さを実感したところでございます。

今年のカツオ漁は、昨年同様、黒潮の大蛇行により桜の咲く頃から本格化しておりましたが、4月後半から黒潮の離岸とともに漁場が南方に移動したため、かつお祭で使用するカツオの調達に、一時、不安を覚えることもございましたが、祭り開催の5日ほど前から再び土佐沖の水揚げが始まりまして、当日は久礼のカツオ船が釣り上げた最上のカツオをお客様に提供することができました。

一般的に初カツオはあっさりした味わいがある特徴として挙げられておりますが、近年は脂の乗ったカツオも見受けられ、祭りで使用いたしましたカツオも小ぶりながら戻りカツオを彷彿させる肉質でございまして、中土佐町ならではの新鮮で焼きたて・熱々のたたきを皆様にご堪能い

ただけたものと思います。

さて、平成2年4月に国のふるさと創生事業で制作いたしました純金カツオの誕生を契機に、同年6月カツオの町中土佐町をPRするため3,000人の規模でスタートしたかつお祭ですが、30年以上の歴史を重ねていく中で、社会環境は大きく変化をいたしました。コロナ禍以前からも問題となっておりましたのが、食品衛生法上の問題と、祭りの担い手であるスタッフの高齢化やテントなどの会場設営費、警備費、送迎用車両関係費など増大する固定費の問題でございます。

これらの課題を全てクリアすることは、現時点では極めて困難でありますため、実行委員会の議論におきましても、伝統あるかつお祭を続けていくためには、開催方法を見直すべきだとの結論に達したところでございます。

具体的には、祭り自体の規模を縮小する中でも、少しでも多くのお客様に本場久礼の美味しいカツオを召し上がっていただくために、1会場だけでなく久礼の町なかに面的な広がりを持たせるとともに、一定の期間を定めて開催するという方法でございます。実際、今年も大正町市場では、昨年に引き続き、かつお祭に合わせてフェアを開催し、多くのお客様に各店舗が趣向を凝らした料理やおもてなしをお楽しみいただいたところでございます。

実行委員会では、この取り組みをモデルケースといたしまして、今後一層の議論を深めながら、伝統あるかつお祭を進化存続してまいりたいと考えております。

最後に、準備から片づけまで何日にもわたり、ご尽力を賜りました商工会青年部及び実行委員会の皆様、本年のかつお祭開催に当たり新鮮なカツオを釣り上げ、当日のカツオ船見学にもご協力いただきました船主の皆様、第1回から変わらずご協力をいただいております商工会の皆様、今年からの参加になりました強力な助っ人となってくださいましたJA土佐くろしお中土佐青年部の皆様をはじめ、郵便局、高岡郡酒類卸商業協同組合、中土佐金融団、JA土佐くろしおミョウガ生産部会、上ノ加江集学校など、ご協力をくださいました全ての皆様に心からの感謝を申し上げますとともに、カツオ漁の豊漁を祈念いたしまして報告といたします。

議長（中城重則議長）

以上で、行政報告を終わります。

議長（中城重則議長）

日程第5、報告第3号、株式会社中土佐町地域振興公社の経営状況の報告についてから日程第12、報告第10号、令和4年度中土佐町繰越明許費繰越計算書の報告についてまでを一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

それでは、報告を申し上げます。

まず、報告第3号、株式会社中土佐町地域振興公社の経営状況の報告についてでございますが、

同社より経営状況に関する報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の2第1項の規定によりまして、株式会社中土佐町地域振興公社第11期決算報告書及び令和5年度事業計画書並びに収支計算書を付しまして、議会に報告するものでございます。

次に、報告第4号、株式会社SEAプロジェクトの経営状況の報告についてでございますが、先ほどと同じく、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の2第1項の規定によりまして、株式会社SEAプロジェクト第8期決算報告書及び第9期経営計画書等を付しまして、議会に報告するものでございます。

次に、報告第5号、専決処分の報告についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、中土佐町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

次に、報告第6号、専決処分の報告についてでございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴いまして、中土佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

次に、報告第7号、専決処分の報告についてでございますが、令和4年度中土佐町一般会計補正予算（第12号）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

今回の補正につきましては、決算及び予算繰越しを見込んだ予算の調整を行うものとなっております。歳入歳出をそれぞれ1億1,200万8,000円の減額をいたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ77億91万8,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものにつきましては、民生費3,457万2,000円、商工費3,381万6,000円、消防費2,954万4,000円の減額などとなっております。歳入の主なものにつきましては、国庫支出金2,503万4,000円、県支出金1,922万1,000円、繰入金3,289万円、町債7,110万円の減額などとなっております。これらを地方交付税1,835万円の増額により財源調整を行っております。

次に、報告第8号、専決処分の報告についてでございますが、令和4年度中土佐町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

今回の補正につきましては、特別会計の廃止に当たり、必要な予算の調整を行うものとなっております。歳入歳出をそれぞれ7万8,000円減額いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ6,525万円と定めるものでございます。

歳出につきましては、事業費22万2,000円の増額及び予備費30万円の減額、歳入につきましては、諸収入7万8,000円の減額となっております。

次に、報告第9号、専決処分の報告についてでございますが、令和4年度中土佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを議会にご報告するものでございます。

今回の補正につきましては、決算を見込んだ予算の調整を行うものとなっております。歳入歳出をそれぞれ8,559万1,000円減額いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ12億6,

088万5,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、保険給付費1億522万7,000円の減額及び基金積立金1,963万6,000円の増額となっております。歳入の主なものにつきましては、国庫支出金1,164万1,000円、支払基金交付金2,535万6,000円、県支出金856万9,000円、繰入金3,873万5,000円の減額などとなっております。

次に、報告第10号、令和4年度中土佐町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和5年度に繰り越して執行するため、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

翌年度への繰越額につきましては、5億1,823万9,000円となっております。この主な事業とその繰越額につきましては、公共施設移転等事業8,057万6,000円、久礼第一陸橋橋梁解体事業2,502万3,000円、企業定着事業費補助金1億円、高性能林業機械等整備費補助事業1,769万1,000円、緊急しゅんせつ推進事業1,511万9,000円、久礼小学校長寿命化対策事業2,134万円、現年発生農業用施設単独災害復旧事業費1,450万円、現年発生林業施設単独災害復旧事業1,800万円、過年発生農地単独災害復旧事業1,930万円、現年発生公共土木施設補助災害復旧事業2,200万円、現年発生公共土木施設単独災害復旧事業6,813万5,000円、過年発生公共土木施設補助災害復旧事業3,989万7,000円となっております。

報告事項については以上でございます。

議長（中城重則議長）

これで、報告第3号から報告第10号までの報告を終わります。

議長（中城重則議長）

暫時休憩します

(午前10時41分)

議長（中城重則議長）

正常に復します。

(午前10時42分)

議長（中城重則議長）

日程第13、議案第28号、指定管理者の指定について（障害者社会参加促進施設「鯉乃國の萬屋」）から日程第19、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（吉岡浩一氏）までを一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（中城重則議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

それでは、議案の説明を申し上げます。

まず、議案第28号、指定管理者の指定についてでございますが、障害者社会参加促進施設「鯉乃國の萬屋」につきまして、社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会を指定管理者として指定をしようとするものでございます。

指定の期間といたしましては、令和5年9月1日から令和10年3月31日までといたしまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第29号、中土佐町非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、久礼八幡宮御神穀祭調査指導委員会の活動終了に伴いまして、これに係る報酬及び附属機関の条例規定をそれぞれ削除するものでございます。

次に、議案第30号、中土佐町個人番号カード利用条例についてでございますが、先ほども行政報告で申し上げました今年度に県の実証実験で中土佐町高齢者等外出支援・路線バス無料化事業、いわゆるバスパスをマイナンバーカードで運用する仕組みを導入するに当たりまして、同カードの利活用につきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条第1号に基づく条例で定める事務といたしまして、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第31号、中土佐町集会施設省エネ改修事業分担金徴収条例についてでございますが、補正予算として本議会に上程いたしております集会施設省エネ改修事業の事業費における対象地区の分担金を定めるため、本条例を制定するものでございます。なお、分担金につきましては、工事費の10%といたしまして、当事業が実施される本年度限りとしております。

次に、議案第32号、中土佐町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正による引用条番号のずれを整理するため、所要の改正を加えるものでございます。

次に、議案第33号、令和5年度中土佐町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算それぞれ2億5,350万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億2,459万2,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費1億558万4,000円、衛生費4,736万8,000円、消防費1億265万1,000円の増額などとなっております。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金1億1,079万2,000円、町債1億4,100万円の増額などとなっております。これらを地方交付税1,252万3,000円の減額により財源調整を行ったところでございます。

最後に、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、平成29年から6年間にわたりまして本町の人権擁護委員を委嘱されてきた吉岡浩一委員が、この9月末で任期満了となります。吉岡委員におかれましては、地域に根差した人権擁護活動として人権相談や普及啓発に当たられるとともに、福祉分野におきましても、各種委員としてご活躍をいただいているところでございます。

つきましては、引き続き、吉岡委員に人権擁護委員として人権擁護施策にお力添えを願いたく、本人の承諾もいただいておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

これで、議案第28号から諮問第1号までの提案理由の説明を終わります。

議長（中城重則議長）

日程第20、委員会の活動報告を行います。

総務教育常任委員長、産業建設民生常任委員長、少子化対策特別委員長から活動報告の申出があります。

本件について、まず総務教育常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

下元道夫総務教育常任委員長。

総務教育常任委員長（下元道夫委員長）

4月21日に実施いたしました総務教育常任委員会所管事務調査の報告を行います。

まず最初に、中土佐町、そして県指定文化財並びに国選定の重要文化的景観の現地調査を行いました。

中土佐地区は、まず久礼八幡宮、600年以上の歴史があり、毎年旧暦の8月15日に行われる御神穀祭は、記録作成を講ずるべき無形文化財に選定をされました。古くから町民が大事にしている祭りであり、今後とも継承しながら残していく必要性を感じました。

文化的景観とは、地域における人々の生活、また、生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活、または生業の理解のため欠くことができないもので、特に重要なものを国が選定するものを重要文化的景観といいます。

本町には、久礼の港と漁師町の景観と大野見の四万十川流域の文化的景観の2つの重要文化的景観がございます。久礼の港と漁師町の文化的景観は、整備された港湾とともに、木材の集積地として流通往来してきた痕跡を残しております。中世では郷分、町分、浦分と生業ごとに区分されておりました。また、自然災害の多いこの地区は、災害の経験を生かした暮らしを見ることができます。生業と暮らしが、現在の町並みの景観をつくり出しているところに価値がある。御神穀祭は、久礼・上ノ加江合わせて25軒程の頭屋がございます。以前は、御神穀祭を出していた上ノ加江山内の頭屋佐竹氏のハウドウ様を現地調査をいたしました。

次に、矢井賀大神宮に保存されている、明治の頃のカツオー一本釣りの絵馬を調査いたしました。こちらですけれども、戦国時代の遺構も残る久礼城、中世の港として栄えた城下町として、四万十川流域の物資を関西方面に搬出し、町外、県外から物資や情報を取り入れ、軍事、交通、輸送の面でも重要な城でありました。

次に、大野見地区のほうに移りまして、大野見庁舎前にあります農協の米倉を利用した大野見四万十民俗館、大野見の農地開拓から田んぼに水を引く堰づくり。四万十は近かったが水は遠かったの言葉が残っているように、開拓の苦勞、生活がしのばれ、現在の大野見の文化的景観がよくわかる展示となっております。

次に、奈路天満宮、1000年前に京都より勧請されたという伝承も残っております。文化的景観の重要構成要素となっております。

大野見竹原の県指定文化財、竹原の熊野神社でありますけれども、指定文化財は熊野三山本地

仏懸仏であります。ここも熊野神社も、文化的景観の重要構成要素にもなっております。参道は四万十川の川石を見事に矢羽の小端立ての様式で敷き詰めております。

竹原の清泉寺、400年以上前からの寺院で、文化的景観の重要構成要素となっております。境内横の墓所には、中世から江戸時代の墓が残り、室町時代から桃山時代の五輪塔も残っております。

次に、中土佐町学校給食センターのほうに移りまして、給食センターの現状と課題を調査をいたしました。

中土佐町の学校給食の基本方針は、中土佐町の新鮮でおいしい食材をたっぷり使って、児童、生徒に愛され、夢を育む給食センターとあります。

現在、給食数は約400食、各校年に1回、朝ごはん教室の実施、久礼のカツオ学校の実施をしております。給食材料の調達は、地域が43.08%、県内38.2%、国内18.6%、地場産品81.3%となっております。お米は100%地元産を使っております。

有機無農薬の食材については、もちろんそれに越したことはないけれども、使いたいと思えますけれども、つくってくれる生産者の方がおいでるかどうかだというふうなことのお話がありました。献立を立てる栄養教師として、やはり地元の野菜を使って子どもたちに提供したい。何とか若い生産者の方が増えてくれるとありがたい。

そして、給食センターの主事ではありますが、県外から中土佐町に来て5年になる。生産者の方もすごく温かく、熱心な方が多い。課内でも協議し、ぜひもっとよくしたい。いろいろ教えていただきたいと思っているというふうなお話も聞きました。

給食を通じて地域とつながり、給食で地域が元気になっていく。お互い知恵を出し合いながら、地元産品、安心・安全の基本方針の下、話し合いながらやっていきたいと思います。委員会としては締めくくりました。

2つの所管事務調査の取りまとめで、まとめでございましてけれども、過疎化が急激に進んで、文化財を管理する地域の方が本当にいなくなっている現状が調査を通じて見えてきました。町としても、このような現状を考え、何らかの支援を検討する時期に来ていると考えます。検討を求めます。

次に、文化財に関することは、専門的なことを継続していくことが必要であります。文化財担当の専門職としての学芸員等の配置の検討を求めたいと思います。

給食の問題は、農業や漁業など産業と関わりながら、食育の視点、子供たちの安全・安心な食べ物をどう提供していくか。産業との関わりが大きいと思います。今後さらに、農林水産の部署との協議も必要と考えます。

以上で、総務教育常任委員会の活動報告を終わります。

議長（中城重則議長）

これで、総務教育常任委員長長の報告を終わります。

次に、産業建設民生常任委員長長の報告を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

高橋雄造産業建設民生常任委員長。

産業建設民生常任委員長（高橋雄造委員長）

産業建設民生常任委員会の活動報告を行います。

令和5年5月8日、公共土木施設災害復旧事業に関する件と、地域子育て支援センターはぐに関する調査を行いました。

まず、復旧事業に関しまして、建設課長から現状の説明を受け、その後、現地において実地視察を行いました。令和3年9月に発生をいたしました台風14号による発生災害が5か所残っております。予算額としましては約5,000万円、令和4年7月の台風4号により発生災害は15か所ほどありまして、令和4年度予算として1億3,000万円、合わせまして約2億円程度の令和5年度事業費が残っているとの説明を受けました。

現地におきましては、まだ完全でない復旧箇所を確認しましたが、委員からは、工事に係る発注、入札、工期に対する質問があり、住民に対し、分かりやすい説明をとの意見がありました。執行部においては、鋭意努力をされ、復旧作業に取り組まれておりますが、今後、さらに早期の復旧に努めていただくことを求めておきます。

次に、地域子育て支援センターはぐでの調査につき、報告をいたします。

当日、こどもセンター長と主査の方から説明を受けました。地域子育て支援センターは、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場を提供することで、子育て家庭の孤立化を防ぐことを目的としているとお聞きをいたしました。昨年度の評価では、こどもセンターが開所、同じ施設内に支援センターも移転をしまして、保健師、助産師が常駐していることで、育児相談や乳児相談の日以外にも、母乳マッサージや身体測定、子育て中の悩みなど、保護者からの相談をつなげやすくなり、前年度より利用者が増え、保護者同士での子育てについて話し合ったり、よく見かけるお母さんと、支援センターで会って話せてよかったという声も聞かれたり、子育て世代のつながりの場になっていることを実感できました。少数ではありませんが、お父さんも一緒に来所してくれる家庭もありました。

今後も支援センターが利用する親子にとって安心して過ごせる場所となるよう努め、子育て支援の充実につなげていきたいとあります。今後は、地域子育て支援センターはぐの役割や利用について、周知に努める必要があるとともに、ニーズに沿った開所日の検討というの必要ではないかとの説明を受けました。

委員からは、土日を利用した楽しいイベントを企画して周知を図ってはとの意見も出ました。また、当日、実際にセンターに来られておりました2組の利用者のご家族に、委員のほうから満足度の聞き取りを行いました。5段階での評価は、1組目は5、2組目は4で足りない1は何ですかと尋ねましたら、もう1時間ほど長く開いていけばいいのですがとの要望もありました。満足している点としましては、こういう場があるから保護者同士コミュニケーションも取れるし、スタッフの方もすごい話しやすい、安心してみられるということで、満足しているとのことでした。

あとは、それぞれニーズの違いもありますが、休日の開所という声をお聞きをいたしました。順調に運営がなされているようですが、これからは関係各所と連携を密にして、さらなる進展を図れるよう、事の対応に当たっていただきたいと思っております。

以上で、産業建設民生常任委員会の活動報告を終わります。

議長（中城重則議長）

これで、産業建設民生常任委員長の報告を終わります。  
次に、少子化対策特別委員長の報告を求めます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長(中城重則議長)

金子裕之少子化対策特別委員長。

少子化対策特別委員長(金子裕之委員長)

少子化対策特別委員会の活動報告を行います。

令和5年5月9日、第1回委員会を開催し、調査内容の確認と今後のスケジュールについて協議しました。

調査内容については、国・県、そして中土佐町の少子化対策を調査し、中土佐町における課題を研究します。また、結婚、出産、子育て、移住について1つの課題を委員2人がチームとなって調査し、全委員で協議し、研究していきます。

スケジュールに関しては、年8回の委員会開催と令和7年6月定例会での最終報告を目指して活動していくことを確認しました。

なお、第2回委員会を7月に開催し、中土佐町の施策、また結婚、出産、移住等の基本的なデータを基に調査・研究を進めていく予定です。

以上、少子化対策特別委員会の委員会報告を終わります。

議長(中城重則議長)

これで、少子化対策特別委員長の報告を終わります。

以上で、委員会の活動報告を終わります。

議長(中城重則議長)

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中城重則議長)

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

議長(中城重則議長)

本日はこれで延会します。

(午前11時05分)